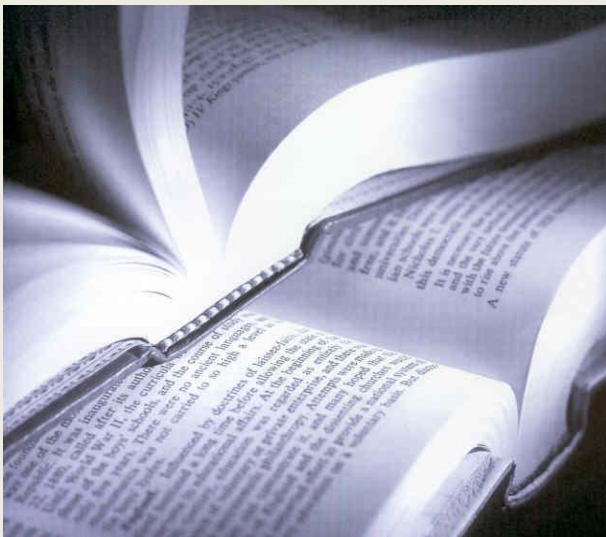


2012年12月28日に公布された改正移転価格 税制施行規則(IN1312)の留意点



2013年1月24日

ブラジル日本商工会議所

移転価格税制関連法令（2013年1月現在）

- 法律 12715、 12766
- 施行規則 IN 1312、1322

改正施行規則の主要留意点

- セーフハーバールールの変更
- 3国間貿易に関する移転価格税制適用解釈規定
- 海外関連者からの借入利息

セーフハーバールールの変更

2012年課税年度まで

対象: 海外関連者への物品または役務提供輸出
免除基準 (いずれかに該当する時)

- 1) 海外関連者との取引価格が国内取引価格(税引き後)の90%を下回らない
- 2) 関連者への輸出売上高が全売上高の5%未満
- 3) 関連者への輸出売上から生じる過去2年間とその年の税前利益が、当該輸出額の最低5%あるとき

セーフハーバールールの変更

2013年課税年度から

対象: 海外関連者への物品または役務提供輸出 (変更なし)

免除基準 (いずれかに該当する時)


- 1) 海外関連者との取引価格が国内取引価格 (税引き後) の90%を下回らない (変更なし)
- 2) 関連者への輸出売上高が全売上高の5%未満 (変更なし)
- 3) 関連者への輸出売上が全輸出額の20%未満でかつ、過去2年間とその年の関連者輸出税前利益が、関連者への輸出売上額の最低10%あるとき (変更あり)

セーフハーバールール変更による 日系企業に対する影響

影響があると考えられる企業

➡ 親会社に対し駐在員事務所的な役務提供業務を行う現地法人やセールスコミッションを海外関連会社から受け取り、セールスの促進を行う現地法人。

続く

 コストプラス5%の利益マージンを確保してセーフハーバールールを適用してきた、これらの企業は売上のほとんどが関連会社への役務提供となるため、2013年からはセーフハーバールールは適用されず、移転価格税制が適用となる。

続く

適用される移転価格ルール:

輸出の独立企業間価格の求め方は3つあるが、前述した役務提供契約では、現実的に以下の方法のみが可能。

関連者への物品若しくは役務提供輸出を行う場合は、

税法上、輸出価格はコスト

+

仕入れに係わる税金

と

その合計の15%の利益マージンを加算した価格を
パラメーター価格(独立企業間価格)とする。

役務提供コストを100と仮定した場合の パラメーター価格(最低輸出価格)

輸出パラメーター価格	121.05
<u>サービス税(5%)</u>	<u>6.05</u>
正味輸出売上高	115.00
コスト(税込み)	<u>100.00</u>
利益マージン	15.00

注: 役務提供価格 $115 \div 0.95 = 121.05$

独立企業間価格幅(レンジ)

税法上、前記パラメーター価格は上下5%の幅が認められていることから、パラメーター価格は

121.05 x 95% = 115.00 まで下げることが可能。
よって輸出価格が115.00まで下げても税額調整は必要ないことになる。

この場合の利益マージン

輸出売上	115.00
サービス税	<u>5.75</u>
正味売上高	109.25
コスト	<u>100.00</u>
利益マージン	9.25

その他の考慮すべき点

役務提供のコストと費用の違いは微妙なところがあるが、ブラジル税法では特に規定はなく物品の製造コストと同じように各役務に関連する直接、間接の費用をコストとして認識する。そのため、コストと費用を明確に分けずに計上している企業は、コストから、費用に振替えて、コストを下げる事が可能。

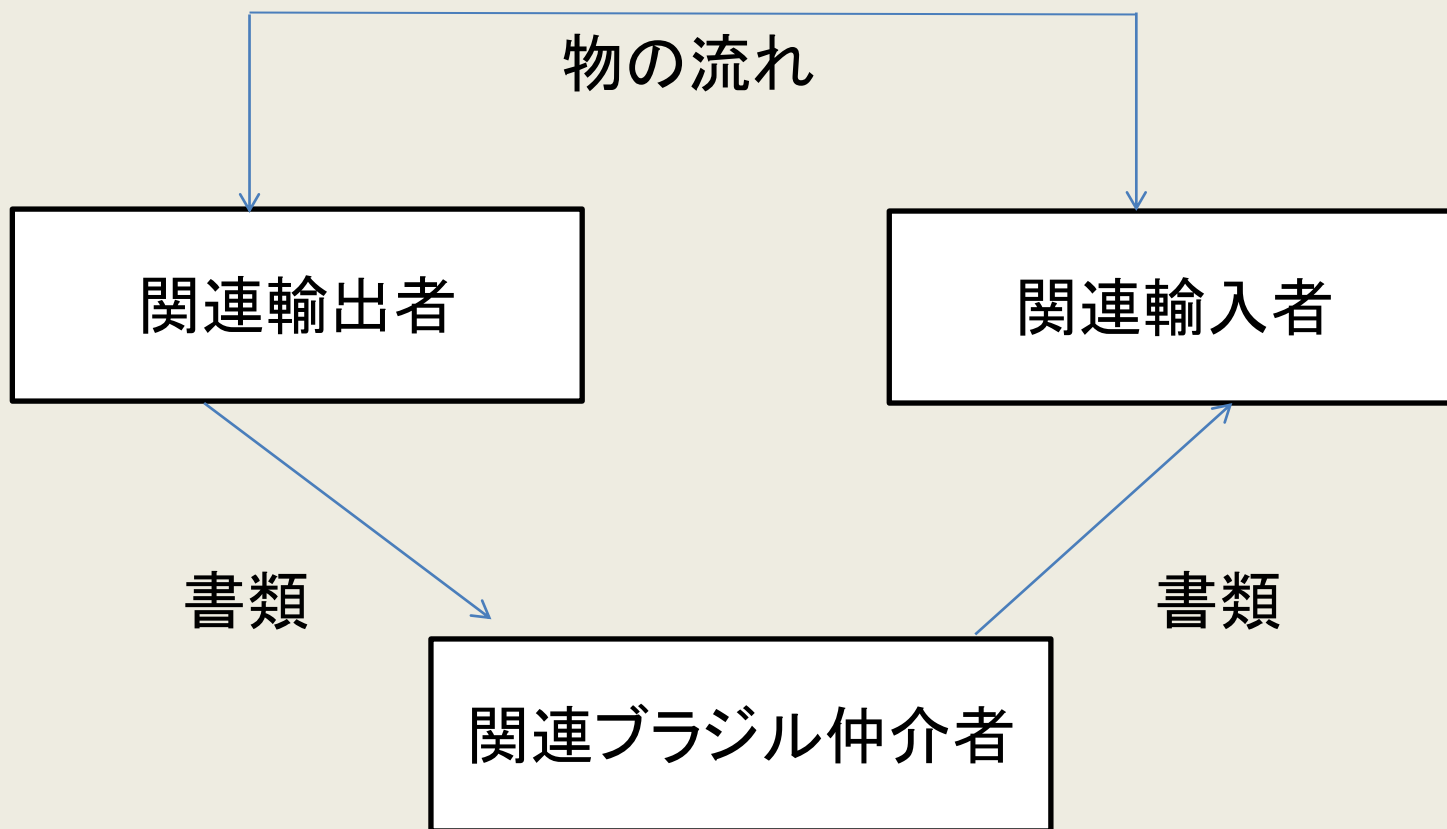
以上のことより、価格を上げることなく、コストを低減し、粗利益マージンを増大することが可能。

例： 経理部管理費、 人事部管理費、
宣伝マーケティングなどなどは一般管理費用。

	<u>修正前</u>		<u>修正後</u>
売上高	100		100
売上原価	<u>90</u>	$90 - 5 =$	<u>85</u>
粗利益	10		15
販管費用	5	$5 + 5 =$	10

**役務提供契約の種類が異なる場合は、移転
価格税制上、種類ごとに分類することが求め
られ、納税申告書ではそれぞれの金額を記入
し、さらにそれぞれのパラメーター価格も記入
することが求められることに留意。**

3 国間貿易に関する移転価格税制適用解釈規定 (37条)



海外関連者の借入契約支払利息

1) 2012年12月31日までに実行された場合

- 中銀外資登録されていれば、移転価格税制対象外
- 登録されていないローン

米ドル6ヶ月LIBORプラス3%(年)スプレッド

上記基準で計算される支払い利息を税務上損金算入できる上限とする。

2) 2013年1月1日以降実行された関連会社からのローン

- 米ドル建てローン
海外で募集される米ドル建てブラジル国債利息
- レアル建てローン
海外で募集されるレアル建てブラジル国債利息
- その他の通貨建て
LIBOR(ローン通貨)ない時は米ドルLIBOR

- 上記基準で計算される支払い利息を税務上損金算入できる上限とする。
- なお、ブラジル法人が海外の関連会社に貸付を行う場合も前記の基準により、税務上受取利息の益金算入が求められる。
- 税務上の税額調整は各年の最後の利息支払い日の為替レートによりブラジル通貨に換算し計算とする。
- 借り手が負担する利息に対する源泉課税額は、前記の損金算入計算の対象外とする。

特に規定の変更はされていないが、以下の点に留意。

- **ロイヤルティー等はINPIの登録条件に従い移転価格税制の対象外。**

- **INPI登録外となる親会社への役務立て替え費用の送金などは、移転価格税制対象。**

細則でクリアーな説明がなされなかった点

一定の利益マージンを規定した業種の分類
に関する疑問点

例・ 化学品 当該税法上の化学品の範囲または定義が依然として不明確

Deloitte.